主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人森岡一郎の上告趣意は、憲法三八条三項、三一条違反をいう点を含め、実質はすべて単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(なお、原審第二回公判調書中の被告事件名欄の記載は、明白な誤記と認める。)。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五七年二月一九日

最高裁判所第二小法廷

橋	大	裁判長裁判官	裁
本	栗	裁判官	
下	木	裁判官	
野	鹽	裁判官	
崎	宮	裁判官	